

福岡都市圏南部環境事業組合指名基準

〔平成20年8月29日〕
〔告示第4号〕

福岡都市圏南部環境事業組合財務規則の規定に基づき、指名基準を次のように定める。

(指名対象)

第1条 指名競争入札を行うに当たっては、福岡市、春日市、大野城市、太宰府市及び那珂川町のいずれかの市町において指名競争入札に参加する資格を有する者(以下「指名競争入札有資格者」という。)の中から指名するものとする。

(指名する者の数)

第2条 指名競争入札に付するときは、指名競争入札有資格者のうちから原則として5者以上を指名するものとする。ただし、特別な技術を要する等の理由により契約を履行できる有資格者の数が限られているときは、この限りではない。

(指名の基準)

第3条 指名競争入札を行うに当たっては、次に掲げるところにより指名する者の選定を行うこととし、指名が特定の有資格者に偏しないようにするものとする。

(1) 履行能力のある者を指名する。

(2) 受注機会が公平となるよう指名する。

(3) 不誠実な行為の有無、信用状態等を考慮して指名する。

2 組合を構成する関係市町の区域内に主たる事務所を有する者又は支店を有する者を優先的に指名する。

3 関係市町で指名停止の措置を受けているものについては、指名を行わないものとする。

附 則

この告示は、平成20年9月1日から施行する。